

事業者向け
緊急支援策

新型コロナウイルス感染症による影響を

受けた事業者へ給付金を給付します！

座間市では、新型コロナウイルス感染症によって事業活動に様々な影響を受けた事業者に対し、**市独自の給付金**を給付する制度を創設しました。

対象者

次のいずれかに該当する事業者

- 1、神奈川県知事が要請した休業要請等対処施設または夜間影響時間短縮要請対象施設に該当する事業所が市内にあり、県が交付する**神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付**を受けている事業者

※ 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する問合せ
新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル045-285-0536

- 2、1.の対象とならない事業者で、市内に事業所があり、当該事業所において令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で事業収入が**30%以上減少**した月が存在する事業者

※ 創業間もなく、比較対象月がない場合は、創業した月から令和2年1月末までの期間の事業収入の平均と比較

※ チェーンストア方式による事業形態で事業を営む者は対象外です。

〈注意！〉

本市の競争入札参加停止及び指名停止の措置要件に該当する事業者及び破産手続き開始の申立てがなされている事業者は給付の対象となりません。

給付金額

対象者の要件を満たす**市内の事業所ごとに10万円**(1回を限度)

申請方法等

- 市内に複数事業所がある場合は、**事業所ごとに申請**してください。
必要書類は裏面を確認してください

- 申請方法:**郵送**
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御協力をお願いします。

- 申請期間:**令和2年5月13日(水)～令和2年9月30日(水)**
(当日消印有効)

申請内容を審査次第、順次、給付手続きに入ります。
※給付決定者には**給付決定通知書を送付**します。

- 宛先 〒252-8566
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市役所 商工観光課 宛

令和3年2月28日
まで延長！！

《お問合せ》 座間市役所 商工観光課
TEL 046-252-7604(直通)

